

倫理規程

前文：

日本トライボロジー学会会員は、自らにおける研究開発・技術開発行動とその成果の利用にあたり、持続可能な社会の構築を目指して、人類と社会の安全、安心、健康、福祉の増進のために最善を尽くすことを誓い、各自の活動において、以下に定める綱領を遵守する。

学会も社会的役割を自覚し、会員と共に使命を果たし、法人として公益を優先する立場で情報を発信していく。

綱領：

1. (人間・技術者としての責務)

人類と社会の安全、安心、健康、福祉を優先し、持続可能な社会の構築に貢献する。

2. (社会に対する責任)

自らの活動が地球環境と人間社会の秩序に及ぼす影響を常に認識し、良心に従って研究開発ならびに技術開発活動を遂行する。

3. (自己の研鑽)

プロフェッショナル意識の高揚に努め、専門知識や能力の向上を図り、学術の発展と文化の向上に寄与する。

4. (他者の尊重と謙虚な姿勢)

他者の生命、財産、名誉、プライバシーを尊重するとともに、専門職務上の諸問題に関して正直かつ誠実に対応し、他者の意見、主張、批判などを謙虚に受けとめる。

5. (公正な活動と法令の遵守)

自己の活動において、真実に基づき公正に対処することを心がけ、良心と信念に従って行動し、利益相反を回避し、不正行為には加担しない。また、社会規範、法令および関係規則を遵守する。

6. (知的財産の尊重)

他者の業績である知的成果ならびに知的財産権を尊重する。

7. (情報の公開)

得られた成果を積極的に公開する。技術的判断に際し、社会や環境に重大な影響を及ぼす恐れのある事実がある場合には、時期を逸することなく適切に公にする。

8. (契約の遵守)

契約や合意を遵守するとともに、職務上知り得た秘密情報を他に漏らさない。

9. (公平性の確保)

すべての人に対し、人種、国籍、思想、宗教、障害、性別、年齢などにとらわれることなく、公平に対応する。

附記

2011年9月30日 理事会にて承認

2017年11月28日 理事会にて承認……規定を規程に変更